

**DiCE****「IT エンジニア養成研修」研修申込書 兼受領書**

○枠内を全てご記入の上、弊社まで送付ください。

○お支払いは銀行振り込みとなります。請求書は別途送付いたします。研修開始日の1週間前までにお振込み下さい。

○下記「IT エンジニア養成研修 規約」をご確認ください。

●申込日、受講開始希望月

申込日	年 月 日	受講開始希望日	年 月 開催分
-----	-------	---------	---------

●会社情報 ※インボイス登録番号がない場合は空欄で構いません。

会社名		代表者名	
担当部署		担当者名	
インボイス登録番号	T-	電話番号	
住所	〒		
メールアドレス			

●受講情報

☒	講座名	受講者数
☐	IT エンジニア養成トレーニング	名
☐	オブジェクト指向再入門	名
☐	データベーストレーニング	名
☐	IT 知識基礎研修	名

☒	受講期間	費用(税込)
☐	1ヶ月	540,000 円/名
	受講時間目安 18 日(144 時間)	

☐	カスタマイズ(別途見積)
--------------------------	--------------

●受講形式

☒	形式	受講者数
☐	通学制(DiCE JAPAN 研修室)	名
☐	同時双方向型の通信制	名

●IT エンジニア養成研修 規約

☐	規約を確認しました。
--------------------------	------------

●特記事項、備考（要望やご質問等があればご記入ください。）

--

受領証

受付返信用：DiCE JAPAN 株式会社 受領致しました。

研修の詳細は追ってご連絡いたします。

お問い合わせ先：DiCE JAPAN 株式会社 住所 〒550-0002 大阪市西区江戸堀 1-23-19-グランビルド江戸堀 7F

TEL：06-7777-2616 Mail：info@dicejapan.co.jp [担当：中村]

受付日	年 月 日
-----	-------

IT エンジニア養成研修 規約

DiCE JAPAN 株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社が実施する IT エンジニア要請研修（以下、「本研修」といいます。）の利用に関する条件を、本研修を受講する全ての契約者と当社との間で定めるものです。契約者は、本サービスを利用する前に、本規約をよくお読みください。

第 1 条（適用範囲）

本規約は、当社と契約し本研修を受講する法人（以下「企業」といいます。）に対して提供する本研修の受講に関して、当社と企業との間の契約上の権利義務関係を定めるものです。本研修に関する契約の性質は、準委任契約とします。

第 2 条（研修の目的と成果）

本研修は、企業の事業目標達成に必要な IT エンジニアの育成を目的とします。研修内容については、以下の通りとします。

- ①同時双方向型の通信訓練（当社サイトにおける募集型）：当社所定の研修（概要等については当社 HP に記載）
- ②上記以外：企業との協議に基づき、当社が別途定める研修計画書に記載します。

第 3 条（研修の申込と契約成立）

- 1 企業は、当社所定の研修申込用紙に必要事項を記入し、当社に提出することで、本研修の受講を申し込むものとします。
- 2 本研修の受講契約は、当社が前項の申込を承諾した時点で成立するものとします。

第 4 条（研修費用と支払い方法）

- 1 本研修の受講費用は、別途定める見積書または契約書に記載します。
- 2 企業は、当社が指定する方法により、指定期日（原則として、研修開始日の 1 週間前まで）までに研修費用を支払うものとします。期日までに研修費用のお支払いがない場合、当社は研修を実施しないことがあります。

第 5 条（契約解除）

- 1 企業は、当社の故意または重大な過失により本研修の継続が困難となった場合、契約を解除することができます。この場合の契約解除に伴う研修費用の扱い、損害賠償については、別途協議の上、決定します。
- 2 当社は、企業の責めに帰すべき事由（受講者の研修態度不良、学習意欲欠如、当社の名誉・信用を損なう行為等）により本研修の継続が困難となった場合、契約を解除することができます。この場合、受領した研修費用は返金できません。

第 6 条（知的財産権）

- 1 研修で使用する教材、資料、映像等（以下、「教材等」といいます。）の著作権は、当社または著作権者に帰属します。
- 2 研修中に受講者が作成した成果物の権利は、特段の定めがない限り、受講者に帰属します。ただし、当社が提供した教材等を基に作成された成果物については、当社も利用できるものとします。

第 7 条（企業及び受講者の義務） 1 企業は、その指定した受講者に対し、本研修への参加義務を課すものとし、受講者は、本研修に真摯に参加し、学習に励むものとします。なお、受講者を指定された受講者以外の者に変更する場合は、研修実施の 3 日前までに、当社へお知らせいただき、当社の了解を得てください。

- 2 企業は、受講者に対し、研修中における当社の注意または指導を遵守させ、他の受講者や講師への迷惑行為その他研修の場の秩序を乱す言動（研修中の私語、甲氏への暴言・暴力、他の受講生の迷惑になる行為等）をさせないでください。当社の注意または指導にもかかわらず、受講者がそれに従わず、当社が研修の継続が困難と判断した場合、当社は当該受講者を研修の場から退場させるその他当該受講者への研修を中止する一切の措置をとることがあります。この場合、当該受講者にかかる研修費用は返金できません。
- 3 企業及び受講者は、研修中に知りえた当社あるいは第三者の

技術的あるいは営業上の秘密につき、情報漏洩等を行ってはならず、企業は受講者に対し、情報漏洩等をしてはならないよう十分に指導してください。

- 4 企業及び受講者は、本研修で用いた教材等につき、当社の許可なく複写またはPDF等での電子的な保管等をしてはなりません。また、研修で用いた教材等のうち、当社が求めたものは、直ちに当社へ返還してください。5 企業及び受講者は、本研修の内容をSNSに掲載することはできません。

第8条（損害賠償）

企業あるいは受講者の責めに帰すべき事由（本規約の違反含む）により当社に損害が発生した場合、企業及び受講者は、損害の直接または間接を問わず（逸失利益や弁護士費用を含み、これらに限らない）、連帯して、当社に対し、損害賠償責任を負います。

第9条（個人情報の取り扱い）

当社は、受講者の個人情報を、当社のプライバシーポリシーに従って適切に取り扱います。

第10条（本規約の変更）

- 1 当社は、本規約を随時変更することができるものとします。
- 2 変更後の規約は、当社ウェブサイト等に掲載された時点で効力を生じるものとし、既に当社と契約中の企業にも適用されるものとします。

第11条（反社会的勢力の排除）

- 1 企業及び受講者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1)反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2)反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3)自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (4)反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5)役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 企業及び受講者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1)暴力的な要求行為
 - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5)その他前各号に準ずる行為
- 3 当社は、企業または受講者が反社会的勢力若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、自己の責に帰すべき事由の有無を問わず、企業または受講者に対して何らの催告をすることなく、本契約を解除することができます。
- 4 企業は、前項により当社が本契約を解除した場合、企業または受講者に損害が生じたとしてもこれを一切賠償する責任はないことを確認し、これを了承します。

第12条（不可抗力）

- 1 当社は、天災、法令・規則の制定・改廃、疫病・感染症の流行その他の不可抗力によって本サービスの履行が妨げられた場合には、本サービス利用契約その他の一切の規定にかかわらず、かかる不可抗力によって企業に生じた損害について一切の責任を負担しません。
- 2 不可抗力によって、本研修が不可能となった場合、当社又は企業は、契約を解除することができます。この場合は、研修の進行の程度によって、当社は企業に対して、受講費用の返還を行うものとします。

第 13 条（連絡・通知）

本サービスに関する問い合わせその他企業から当社に対する連絡又は通知、及び本規約の変更に関する通知その他当社から企業に対する連絡又は通知は、電子メールその他当社の定める方法で行うものとします。通知は、当社からの発信によってその効力が生ずるものとします。

第 14 条（地位の譲渡等）

当社及び企業は、相手方の書面による事前の承諾なく、本サービス利用契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。ただし、株式譲渡若しくは事業譲渡又は合併、会社分割その他の組織再編についてはこの限りではありません。

第 15 条（分離可能性）

- 1 本規約のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断とされた場合であっても、当該判断は他の部分に影響を及ぼさず、本規約の残りの部分は、引き続き有効かつ執行力を有するものとします。当社及び企業は、当該無効若しくは執行不能とされた条項又は部分の趣旨に従い、これと同等の効果を確保できるように努めるとともに修正された本規約に拘束されることに同意するものとします。
- 2 本規約のいずれかの条項又はその一部が、ある企業との関係で無効又は執行不能と判断された場合であっても、他の企業との関係における有効性等には影響を及ぼさないものとします。

第 16 条（準拠法と管轄裁判所）

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 17 条（研修後のフォローアップ）

- 1 当社は、研修後の受講者のスキル定着、業務への貢献度等を、実施状況報告書にて企業に報告します。
- 2 研修後の技術サポート、相談窓口等の設置は有料とします。

本規約は、2025 年 4 月 1 日から効力を生じるものとします。